

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

Q 入院中の患者に対する処方せん交付について質問です。先日、入院中の患者の処方せんであるという理由により、レセプトが返戻されてきました。入院中であっても他の保険医療機関を受診することはあると思いますが、その際に交付された処方せんについては、調剤報酬としてレセプト請求することは認められないのでしょうか。(匿名希望)

A 患者が入院している保険医療機関が算定する入院基本料の種別によって、算定可能な調剤報酬点数の範囲は異なりますが、DPC算定病棟に入院中の患者である場合を除き、入院中の患者が他の保険医療機関を受診した際に交付された処方せんについて保険請求(レセプト請求)を行うことは可能です。

入院中の患者に対して、他の保険医療機関(以下、他医療機関)での診療の必要性が生じた場合は、他医療機関へ転医または対診を求めることが原則とされています。ただし、入院中の保険医療機関(以下、入院医療機関)以外での専門的な診療が必要であるなど、やむを得ない場合に限り他医療機関を受診することが認められており、一定の算定範囲の制限はあるものの、その際に交付された処方せんに係る調剤の費用についても、保険薬局が調剤報酬としてレセプト請求を行うことが可能です。

また、そのような処方せんである場合には、他医療機関が処方せんを交付する際に、処方せんの「備考」欄に、①入院中の患者である旨、②入院医療機関の名称、③出来高入院料を算定している患者であるか否か——について記載することとされています(表1)。

そして、そのような処方せんに対して算定が認められている調剤報酬の項目は、調剤基本料(加算を含む)と服薬情報等提供料に限られますが、「出来高入院料を算定する病床に入院中の患者」である場合には、これらに加えて調剤料(加算を含む)、薬剤料、特定保険医療材料料を含めることができます(表2)。

表1 入院中の患者に対する処方せんへの記載

- (問2) 入院中の患者が他医療機関を受診する場合、入院医療機関、他医療機関、薬局間での処方内容等の情報共有は、どのように行うのか。
- (答) 他医療機関において院内処方を行う場合には、他医療機関が入院医療機関に対して処方の内容を情報提供する。また、他医療機関が処方せんを交付する場合には、処方せんの備考欄に、①入院中の患者である旨、②入院医療機関の名称、③出来高入院料を算定している患者であるか否かについて記載して交付することとし、当該処方せんに基づき調剤を行った薬局は、調剤内容について入院医療機関に情報提供する。

※出来高入院料を算定する患者とは、DPC算定病棟に入院する患者以外の患者であって、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び特定入院基本料を除く入院基本料を算定する患者をいう。

「疑義解釈資料の送付について(その4)」
(平成22年6月4日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)より

ただし、DPC算定病棟に入院している患者である場合は、前述のようなレセプト請求は認められていません。すなわち、調剤に係る費用は入院医療機関において算定することになりますので、保険薬局としては、当該病院との相互の合議により費用精算を行うしかありません。

Q 在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定日の間隔は「6日以上」となっていますが、例えば今月末と来月初めに訪問指導を実施するようなケース、すなわち、算定日が月をまたがる場合でも「6日以上」の算定日の間隔は必要と考えるべきですか。

(匿名希望)

A 同一の処方せんに係る在宅薬剤管理指導であるならば、算定日の間隔は「6日以上」とする必要があると考えます。

在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定にあたっては、原則として患家を訪問する前に、保険薬剤師が「薬学的管理指導計画」を策定するよう求められています。同計画は、処方医から提供された診療状況を示す文書などに基づいて、患者の心身の特性や処方薬剤を踏まえて策定さ

表2 入院中の患者の処方せんで保険請求できる調剤報酬

入院中の患者の区分	保険薬局が調剤報酬としてレセプト請求可能な点数		
	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料など
出来高入院料を算定する病床に入院している患者	・調剤基本料(加算を含む) ・調剤料(加算を含む)	・服薬情報等提供料のみ	・薬剤料 ・特定保険医療材料料
療養病棟入院基本料, 有床診療所療養病床入院基本料, 特定入院基本料を算定している場合	・調剤基本料(加算を含む)のみ ・調剤料(加算を含む) ^{注)}	・服薬情報等提供料のみ	× ^{注)}
DPC算定病棟に入院している患者	× ^{注)}	× ^{注)}	× ^{注)}

注) 保険請求できない部分については、入院中の保険医療機関との合議による精算を行うことになる。

れるもので、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用・相互作用などを確認のうえ、実施すべき指導内容、患家への訪問回数、訪問間隔などを記載します。

そして、算定の日の間隔について、月2回以上算定する場合は「6日以上」とするよう算定要件が定められています。処方せんで受け付けたタイミングによっては、月の下旬に受け付けた処方せんに係る在宅薬剤管理指導の実施日が当月と翌月にまたがることとなりますが、その

ような理由によって策定する計画内容に影響が生じる(算定日の間隔が6日未満となる)とは考えにくいでしょう。

算定要件の通知の中では、月をまたいだ場合の算定日の間隔の取り扱いについてまで明記されているわけではありませんが、算定要件で示されている趣旨を総合的に考えれば、少なくとも同一の処方せんに係る在宅薬剤管理指導については、月をまたぐか否かにかかわらず算定日の間隔は「6日以上」とする必要があると考えます。



①循環器領域

監修：勝見 章男 著：三浦 崇則、澤田 和久

定価(本体2,000円+税)
A5判/200頁/2014年12月刊 ISBN:978-4-8407-4677-9

診療科別問題集

シリーズ第1弾 できました。

ステップ1～4までの4段階で構成し基礎知識のおさらいの他、臨床で役立つ実践的な知識を問題を解きながらチェック。臨床で必要な知識と知識を活かせる応用力がみるみる身につく1冊。

病態・治療・患者対応までまるごと身につく!

4ステップ 臨床力UPエクササイズ

①循環器領域

持ち運びに
便利な
コンパクト
サイズ!

すきま
時間で
みるみる
学べる!



シリーズ
今後の刊行予定

2015年夏～秋

「内分泌」「腎・泌尿器」「小児」「腫瘍」
「産婦人科」、「感染症」、「脳神経外科」、「呼吸器」、「消化器」、
「血液内科」、「皮膚科」、「眼科」、「耳鼻科」などを予定。

その他の企画(予定)

株式会社 **じほう** <http://www.jiho.co.jp/> | 〒101-8421 東京都千代田区猿樂町 1-5-15 猿楽町 SSビル TEL.03-3233-6333 FAX.0120-657-769
〒541-0044 大阪市中央区伏見町 2-1-1 三井住友銀行高麗橋ビル TEL.06-6231-7061 FAX.0120-189-015